

弁護団声明

本日、警視庁は、株式会社SFCG（旧商工ファンド）代表取締役であった大島健伸らを、民事再生法違反等の容疑で逮捕した。

ところで、株式会社SFCGは、昨年2月23日に東京地方裁判所へ民事再生手続開始の申立を行い、翌24日、同再生手続開始決定がなされた。しかし、しかし、さらに、東京地方裁判所は、上記民事再生手続の遂行可能性が乏しいとして、この手続を廃止し、昨年昨年4月21日、同社に対し、破産手続開始決定を下した。

他方ところで、同月20日まで代表取締役会長であった大島健伸は、株式会社SFCGが倒産に至る状況にあることを認識しながら、同社の債権者を害する目的で、同社の財産を債権者に不利益に処分する等の民事再生法255条1項4号に規定する詐欺再生罪の構成要件に該当する行為を繰り返す、その上で上記民事再生手続を申立てていた。

大島健伸はこれまで、中小事業者に対する保証人付きの貸付を行ない、利息制限法違反の高金利を、司法テロと言える様々な飛び道具（公正証書・私製手形・仮差押え・仮登記など）によって強制して取立てた結果、保証人および借主の生活と事業を破壊し尽くし、塗炭の苦しみに追いやった。その結果、借主や保証人は全財産を奪われ、自己破産さらには自殺に追い込まれた。大島は、このような人道に反する過酷な行為を繰り返す一方で、財産を形成した。借主は本来苦しい経営状態の中で保証人に迷惑を掛けまいと必死で違法な金利を返していたため、不当利得が株式会社SFCGから返還されれば事業再起の見通しの立ったはずの事業者が多い中、大島は意図的にこの返還を回避し、かつ、財産を隠匿するために違法な民事再生申立を行なったのである。

そのため、当弁護団では、昨年4月28日、警視庁に対し、大島健伸を被告発人として詐欺再生罪等刑事告発を行った。同時に、昨年5月8日及び15日、大島健伸に対し債権者破産の申立を行ない、同同年6月4日に破産手続開始決定がなされ、同人は既に破産者となっている。

今回の警視庁による破産者である大島健伸の逮捕によりは、これまで未解明であった株式会社SFCG及び大島健伸による財産隠匿行為について、破産手続に加えて刑事手続により徹底的にこの機会に解明されることが強く期待されること、これにより株式会社SFCGの債権者が適正な配当を受ける機会が、より一層確保されることになる。また、以前から司法テロとして自己のために法制度を悪用していたSFCG/SFCGが、同社の民事再生手続を利用して財産隠匿行為を企てていたという実に悪質なものである。この中心人物である隠蔽しようとした大島健伸らに対し、正義の鉄槌が下されることが予想されることから、高く評価されることである。

2010年6月16日

日栄・商工ファンド対策全国弁護団
団 長 弁護士 木村達也

(連絡先)

〒604-8166
京都市中京区三条通烏丸西入ル
烏丸ビル6階

ブライト法律事務所
電話075-221-0505
日栄・商工ファンド対策全国弁護団
事務局長 弁護士 牧野 聡